

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年11月9日
【四半期会計期間】	第68期第2四半期 (自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日)
【会社名】	沢井製薬株式会社
【英訳名】	SAWAI PHARMACEUTICAL CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 澤井 光郎
【本店の所在の場所】	大阪市淀川区宮原五丁目2番30号
【電話番号】	06-6105-5711(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理部長 末吉 一彦
【最寄りの連絡場所】	大阪市淀川区宮原五丁目2番30号
【電話番号】	06-6105-5711(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理部長 末吉 一彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第67期 第2四半期 連結累計期間	第68期 第2四半期 連結累計期間	第67期
会計期間	自 平成26年 4月1日 至 平成26年 9月30日	自 平成27年 4月1日 至 平成27年 9月30日	自 平成26年 4月1日 至 平成27年 3月31日
売上高 (百万円)	50,202	58,958	105,454
経常利益 (百万円)	10,175	11,438	20,619
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	6,997	8,498	14,053
四半期包括利益又は 包括利益 (百万円)	7,057	8,244	14,517
純資産額 (百万円)	106,656	119,114	112,398
総資産額 (百万円)	158,086	186,237	166,179
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	190.40	230.76	382.26
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	190.21	230.57	381.85
自己資本比率 (%)	67.4	63.9	67.6
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,826	6,628	12,112
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	5,656	13,963	14,123
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,391	8,456	921
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	22,314	23,724	22,603

回次	第67期 第2四半期 連結会計期間	第68期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成26年 7月1日 至 平成26年 9月30日	自 平成27年 7月1日 至 平成27年 9月30日
1株当たり四半期 純利益金額 (円)	96.83	92.42

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

3. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益」としております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社及びその子会社（以下、当社グループという）が営む事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間（平成27年4月1日～平成27年9月30日）におけるわが国経済は、中国を中心とした新興国経済の減速影響を受けたものの、政府・日銀による景気対策を受けた企業収益の持続的拡大、消費税増税影響の一巡等を背景に、緩やかな景気回復基調が続きました。

ジェネリック医薬品業界におきましては、平成26年4月に実施された調剤薬局における「後発医薬品調剤体制加算の見直し」、DPC病院における「後発医薬品指数の新設」等の政府によるジェネリック医薬品の使用促進策の効果が今期も持続し、ジェネリック医薬品の需要拡大が続きました。

さらに、6月末に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015（以下、骨太の方針2015）」において、ジェネリック医薬品の数量シェア目標として、「平成29年央に70%以上とするとともに平成30年度から32年度末までの間のなるべく早い時期に80%以上とする」ことが掲げられました。また、9月に厚生労働省から公表された「医薬品産業強化総合戦略」の中で、この目標の実現に向け、ジェネリック医薬品の使用加速化のための諸施策を講じることが明記されました。その結果、ジェネリック医薬品業界全体としましても、「後発医薬品80%時代」に向けて、大幅な生産能力の増強に早急に取り組むことが求められることとなりました。

このような状況において、当社グループは、「なによりも患者さんのために」の企業理念のもと、平成30年3月期を最終年度とする3カ年の新たな中期経営計画「M1 TRUST 2018」を策定し、5月に公表しました。この3年間で「2021年3月期に売上高2,000億円達成を目指す」という中長期ビジョンの達成に向け、当社が「飛躍的成長を実現」するための基盤を構築する期間として位置付けております。

生産・供給体制面においては、4月に、田辺三菱製薬株式会社から子会社の鹿島工場を譲り受け、稼働を開始しました。今後、追加の設備投資を行うことで年間30億錠の生産能力の増強を早期に実現していく予定です。また、5月には、包装能力増強のために新しく三田西工場（9月着工、平成29年1月出荷開始予定）を建設することを決定しました。今後ますます拡大するジェネリック医薬品需要に対して、当社は、着々と安定供給体制の強化に取り組んでいます。

製品開発・販売面においては、6月に、先発品に規格が無い抗血小板剤『クロピドグレル錠50mg「サワイ」』を含む5成分10品目の新製品を発売しました。また、8月には、本社研究所に近接する大阪府吹田市に新たな研究開発拠点である「開発センター」が竣工し、今後も患者さんや医療関係者にとって付加価値のあるサワイジェネリックの開発強化に取り組むこととなりました。

この結果、当第2四半期連結累計期間の業績につきましては、売上高は58,958百万円（前年同期比17.4%増）、営業利益が11,606百万円（前年同期比13.5%増）、経常利益が11,438百万円（前年同期比12.4%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益が8,498百万円（前年同期比21.4%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

資産につきましては、当第2四半期連結会計期間末における流動資産は116,500百万円となり、前連結会計年度末に比べ12,226百万円増加いたしました。これは主に、たな卸資産が7,294百万円、電子記録債権が3,039百万円、現金及び預金が1,120百万円増加したことによるものであります。固定資産は69,736百万円となり、前連結会計年度末に比べ7,831百万円増加いたしました。これは主に、建物及び構築物が3,168百万円、建設仮勘定が2,598百万円、土地が1,651百万円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は186,237百万円となり、前連結会計年度末に比べ20,058百万円増加いたしました。

負債につきましては、当第2四半期連結会計期間末における流動負債は45,237百万円となり、前連結会計年度末に比べ3,028百万円増加いたしました。これは主に、支払手形及び買掛金が2,502百万円、短期借入金が1,136百万円、未払法人税等が714百万円増加したことと、未払金が2,038百万円減少したことによるものであります。固定負債は21,885百万円となり、前連結会計年度末に比べ10,313百万円増加いたしました。これは主に、10,000百万円の社債発行によるものであります。

この結果、負債合計は、67,123百万円となり、前連結会計年度末に比べ13,342百万円増加いたしました。

純資産につきましては、当第2四半期連結会計期間末における純資産合計は119,114百万円となり、前連結会計年度末に比べ6,715百万円増加いたしました。これは主に、親会社株主に帰属する四半期純利益の計上8,498百万円、剰余金の配当2,023百万円によるものであります。

この結果、自己資本比率は63.9%（前連結会計年度末は67.6%）となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は23,724百万円となり、前連結会計年度末に比べて1,120百万円増加いたしました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益11,923百万円、減価償却費3,308百万円、売上債権の増加3,279百万円、たな卸資産の増加4,524百万円、仕入債務の増加2,502百万円、法人税等の支払額3,099百万円を主因として6,628百万円の収入（前年同期比2,802百万円収入増）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出8,623百万円、事業譲受による支出5,181百万円を主因として13,963百万円の支出（前年同期比8,306百万円の支出増）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金の純増1,600百万円、長期借入金の返済による支出1,428百万円、社債の発行による収入10,000百万円、配当金の支払額2,023百万円を主因として、8,456百万円の収入（前年同期比9,847百万円の収入増）となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は下記のとおりとなっております。

基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的に確保、向上していくことを可能とするものである必要があると考えています。

当社は、昭和23年の設立以来、「なによりも患者さんのために」という企業理念に基づく医薬品事業を推進し、健康生活を願う国民の皆様の期待に応えるため、経済性に優れた高品質の医薬品の製造販売を続けることにより、ジェネリック医薬品メーカーとしての社会的責任を果たしてまいりました。当社の企業価値の源泉は、ジェネリック医薬品メーカーにとって最も重要とされる3つの要素「品質」、「安定供給」、「情報提供」において、他の追随を許さないレベルを維持する経営ノウハウであると考えており、医療機関・流通各社からも最高レベルの定評をいただき、毎年多品目の新製品を上市し販売しております。

当社は、当社株式の大規模買付等であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行なわれるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付等の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付等の行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資するものとは認められないものも少なくありません。当社株式の買付を行う者が上記の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになりません。

当社としては、当社株式の大規模買付等を行おうとする者が現れた場合には、当該大規模買付者に対して積極的に情報提供を求め、当社取締役会の意見及び理由をすみやかに開示し、株主の皆様が適切に判断できるよう努めるとともに、必要に応じて会社法その他関係法令の許容する範囲内において適切な措置を講じてまいります。

基本方針実現のための取組み

当社は、上記の基本方針実現のために、次の3点に取り組んでまいります。

a. 中期経営計画並びに中長期ビジョンの達成

平成27年度から始まる3年間の中期経営計画として策定した中期経営計画「M1 TRUST 2018」並びに、中長期ビジョンである「2021年3月期に売上高2,000億円達成」を目指し、掲げた諸施策を確実に実施することで企業価値の向上を図ります。

中期経営計画「M1 TRUST 2018」では以下の3つを基本方針としております。

- A. ジェネリック市場におけるNo.1シェアの堅持
- B. 市場の環境変化に対応した安定供給能力とコスト管理能力の強化
- C. 更なる成長に向けた新規領域の事業基盤の構築

b. コーポレート・ガバナンス体制のさらなる強化

経営の意思決定機能と業務執行機能を分離し、意思決定の迅速化・効率化を図るため、執行役員制度を導入しております。更なる内部統制の整備強化を進め、企業価値の着実な向上に努めます。

c. 株主還元

将来の企業価値向上に資する研究開発や設備投資など新たな成長につながる投資と株主還元のバランスに配慮するとともに、毎期の連結業績、配当性向、その他の株主還元策等を総合的に勘案しながら、配当性向30%を目処に、安定的かつ継続的な配当を行うことを株主還元の基本とし、株主共同の利益の継続的確保・向上を図ります。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の当社グループにおける研究開発費の総額は3,399百万円であります。

(6) 従業員数

連結会社の状況

当社グループは、平成27年4月1日付で田辺三菱製薬工場株式会社の鹿島工場に係る医薬品製造事業を吸収分割により承継いたしました。これに伴い、当第2四半期連結累計期間において従業員数が240名増加（前連結会計年度末比19.4%増）し、1,479名となっております。

提出会社の状況

当社は、に記載の理由に伴い、当第2四半期累計期間において従業員数が241名増加（前事業年度末比20.1%増）し、1,440名となっております。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	77,600,000
計	77,600,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成27年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年11月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	38,166,588	38,166,588	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は、 100株であります。
計	38,166,588	38,166,588		

(注) 提出日現在発行数には、平成27年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成27年7月10日発行 新株予約権

決議年月日	平成27年6月25日
新株予約権の数(個)	29(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,800(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価格を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成27年7月11日～平成57年7月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,492(注)2 資本組入額 2,746
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は200株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、割当日における新株予約権の公正価額(1株当たり5,491円)と新株予約権の行使時の払込額(1株当たり1円)を合算しております。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日(以下、「地位喪失日」という)の翌日から10日を経過するまでの期間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、新株予約権の行使期間において、次に定める場合には、定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

新株予約権者が平成56年7月10日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合

平成56年7月11日から平成57年7月10日

(3) 上記(1)及び(2)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

4. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

以下の 、 、 、 又は の議案につき再編対象会社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、再編対象会社の取締役会決議がなされた場合）は、再編対象会社の取締役会が別途定める日に、再編対象会社は無償で新株予約権を取得することができる。

再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案

再編対象会社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

再編対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について再編対象会社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について再編対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記（注）3. に準じて決定する。

平成27年8月7日発行 新株予約権

決議年月日	平成27年6月25日
新株予約権の数(個)	2,071(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	207,100(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり7,800(注)2
新株予約権の行使期間	平成29年8月8日～平成33年8月31日 ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 9,136(注)3 資本組入額 4,568
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

なお、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求。))に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換又は行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込価額」を「1株当たり処分価額」に、それぞれ読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、割当日における新株予約権の公正価額(1株当たり1,336円)と新株予約権の行使時の払込額(1株当たり7,800円)を合算しております。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員又は従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役若しくは執行役員が任期満了により退任した場合、又は、従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

(1) 合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

(2) 吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

(3) 新設分割

新設分割により設立する株式会社

(4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

(5) 株式移転

株式移転により設立する株式会社

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年7月1日～ 平成27年9月30日	21,600	38,166,588	31	27,167	31	27,491

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

平成27年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ザ バンク オブ ニューヨーク 133522 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	BE RUE MONTOYERSTRAAT 46,1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都中央区月島4丁目16番13号)	1,468	3.84
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,433	3.75
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,203	3.15
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 香港上海銀行東京 支店 カストディ業務部)	USMA ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	1,155	3.02
サワケン株式会社	大阪府吹田市青山台4丁目21番7号	994	2.60
澤井 光郎	大阪府吹田市	948	2.48
ゴールドマン・サックス・アンド・ カンパニーレギュラーアカウント (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	USNY 200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA (東京都港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー)	894	2.34
澤井 健造	大阪府吹田市	854	2.23
ザ バンク オブ ニューヨーク ノントリーティー ジャス デック アカウント (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行)	USNY GLOBAL CUSTODY, 32ND FLOOR ONE WALL STREET, NEW YORK NY 10286, U.S.A. (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	850	2.22
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	650	1.70
計		10,451	27.38

(注) 1. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,433千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,203千株

2. 平成27年8月27日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド及びその共同保有者であるドレイファス・コーポレーション、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、ニュートン・キャピタル・マネジメント・リミテッド及びメロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーションが平成27年8月24日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等 の数(千株)	株券等保有 割合(%)
ニュートン・インベスト メント・マネジメント・ リミテッド	英国、EC4V 4LA、ロンドン、クイーン・ビクト リア・ストリート160、ザ・バンク・オブ・ ニューヨーク・メロン・センター	2,435	6.38
ドレイファス・コーポ レーション	アメリカ合衆国、ニューヨーク州10166、ニュー ヨーク、パーク・アヴェニュー200	191	0.50
ザ・バンク・オブ・ ニューヨーク・メロン	アメリカ合衆国、ニューヨーク州、ニューヨ ーク、ワン・ウォール・ストリート	104	0.27
ニュートン・キャピタ ル・マネジメント・リミ テッド	英国、EC4V 4LA、ロンドン、クイーン・ビクト リア・ストリート160	78	0.21
メロン・キャピタル・マ ネジメント・コーポレー ション	アメリカ合衆国、カリフォルニア州94105、サン フランシスコ、スイート3900、フレモント・スト リート50	50	0.13

3. 上記のほか当社保有の当社株式1,299千株(3.40%)があります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成27年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式(自己保有) 1,299,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 36,855,200	368,552	
単元未満株式	普通株式 11,888		一単位(100株) 未満の株式
発行済株式総数	38,166,588		
総株主の議決権		368,552	

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が39株含まれております。

【自己株式等】

平成27年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 沢井製薬株式会社	大阪市淀川区宮原 五丁目2番30号	1,299,500		1,299,500	3.40
計		1,299,500		1,299,500	3.40

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成27年7月1日から平成27年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	22,603	23,724
受取手形及び売掛金	32,576	32,816
電子記録債権	1,542	4,582
商品及び製品	24,067	25,256
仕掛品	9,117	12,495
原材料及び貯蔵品	11,479	14,206
繰延税金資産	2,408	2,518
その他	492	916
貸倒引当金	12	14
流動資産合計	104,274	116,500
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	23,478	26,647
機械装置及び運搬具（純額）	17,554	17,077
土地	7,631	9,282
リース資産（純額）	41	1,440
建設仮勘定	3,999	6,598
その他（純額）	1,995	2,038
有形固定資産合計	54,700	63,086
無形固定資産	2,116	1,855
投資その他の資産		
投資有価証券	4,687	4,381
長期前払費用	84	102
その他	341	334
貸倒引当金	25	22
投資その他の資産合計	5,088	4,795
固定資産合計	61,905	69,736
資産合計	166,179	186,237

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	17,054	19,556
短期借入金	2,546	3,683
リース債務	17	267
未払金	15,157	13,118
未払法人税等	3,222	3,937
賞与引当金	1,456	1,757
役員賞与引当金	58	44
返品調整引当金	68	62
売上割戻引当金	1,904	1,984
その他	722	824
流動負債合計	42,208	45,237
固定負債		
社債	-	10,000
長期借入金	8,630	7,665
リース債務	27	1,157
繰延税金負債	363	335
退職給付に係る負債	45	38
長期預り金	1,969	2,152
その他	535	535
固定負債合計	11,571	21,885
負債合計	53,780	67,123
純資産の部		
株主資本		
資本金	27,124	27,167
資本剰余金	27,596	27,799
利益剰余金	62,868	69,344
自己株式	6,229	6,006
株主資本合計	111,359	118,305
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	951	696
その他の包括利益累計額合計	951	696
新株予約権	87	112
純資産合計	112,398	119,114
負債純資産合計	166,179	186,237

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
売上高	50,202	58,958
売上原価	28,190	33,831
売上総利益	22,012	25,127
販売費及び一般管理費	11,786	13,520
営業利益	10,225	11,606
営業外収益		
受取配当金	47	48
受取補償金	24	21
その他	14	18
営業外収益合計	87	89
営業外費用		
支払利息	73	110
社債利息	-	18
社債発行費	-	53
売上債権売却損	29	30
その他	34	44
営業外費用合計	137	256
経常利益	10,175	11,438
特別利益		
負ののれん発生益	-	841
特別利益合計	-	841
特別損失		
減損損失	-	331
固定資産除却損	35	24
特別損失合計	35	356
税金等調整前四半期純利益	10,139	11,923
法人税、住民税及び事業税	3,334	3,729
法人税等調整額	192	304
法人税等合計	3,142	3,425
四半期純利益	6,997	8,498
親会社株主に帰属する四半期純利益	6,997	8,498

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
四半期純利益	6,997	8,498
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	59	254
その他の包括利益合計	59	254
四半期包括利益	7,057	8,244
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	7,057	8,244

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

	(単位：百万円)	
	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	10,139	11,923
減価償却費	2,750	3,308
減損損失	-	331
売上債権の増減額（は増加）	2,660	3,279
たな卸資産の増減額（は増加）	4,657	4,524
仕入債務の増減額（は減少）	1,927	2,502
負ののれん発生益	-	841
未払金の増減額（は減少）	481	57
その他	378	422
小計	8,358	9,785
利息及び配当金の受取額	48	48
利息の支払額	73	106
法人税等の支払額	4,507	3,099
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,826	6,628
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	4,653	8,623
無形固定資産の取得による支出	718	161
投資有価証券の取得による支出	299	-
事業譲受による支出	-	5,181
その他	15	2
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,656	13,963
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	1,600	1,600
長期借入金の返済による支出	1,250	1,428
社債の発行による収入	-	10,000
新株予約権の行使による株式の発行による収入	6	67
自己株式の売却による収入	98	395
配当金の支払額	1,836	2,023
その他	8	154
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,391	8,456
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	0
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	3,222	1,120
現金及び現金同等物の期首残高	25,536	22,603
現金及び現金同等物の四半期末残高	22,314	23,724

【注記事項】

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更いたします。加えて、四半期純利益等の表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第2四半期連結累計期間については、四半期連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

この変更による、期首の利益剰余金、資本剰余金及び損益に与える影響はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
給料及び手当	2,141百万円	2,399百万円
試験研究費	2,753	3,399
賞与引当金繰入額	852	917

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
現金及び預金	22,314百万円	23,724百万円
預入期間が3か月超の定期預金		
現金及び現金同等物	22,314	23,724

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,836	50	平成26年3月31日	平成26年6月26日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、持株会信託(従業員持株会信託型ESOP)に対する配当金4百万円を含めておりません。これは持株会信託が所有する当社株式を四半期連結財務諸表において自己株式と認識しているためであります。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年11月7日 取締役会	普通株式	1,837	50	平成26年9月30日	平成26年12月5日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、持株会信託(従業員持株会信託型ESOP)に対する配当金3百万円を含めておりません。これは持株会信託が所有する当社株式を四半期連結財務諸表において自己株式と認識しているためであります。

当第2四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	2,023	55	平成27年3月31日	平成27年6月26日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、持株会信託(従業員持株会信託型ESOP)に対する配当金3百万円を含めておりません。これは持株会信託が所有する当社株式を四半期連結財務諸表において自己株式と認識しているためであります。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年11月6日 取締役会	普通株式	2,027	55	平成27年9月30日	平成27年12月4日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年9月30日)

当社及び連結子会社の行う事業は、製品の種類、性質、製造方法及び市場等の類似性を考慮した結果、医療用医薬品の製造及び販売を行う製薬事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第2四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年9月30日)

当社及び連結子会社の行う事業は、製品の種類、性質、製造方法及び市場等の類似性を考慮した結果、医療用医薬品の製造及び販売を行う製薬事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	190円40銭	230円76銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	6,997	8,498
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	6,997	8,498
普通株式の期中平均株式数(千株)	36,752	36,830
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	190円21銭	230円57銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	37	30
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注)持株会信託(従業員持株会信託型ESOP)が所有する当社株式については、四半期連結財務諸表において自己株式として会計処理しているため、上記の「普通株式の期中平均株式数」に当該株式は含まれておりません。

2【その他】

第68期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)中間配当については、平成27年11月6日開催の取締役会において、平成27年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	2,027百万円
1株当たりの金額	55円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成27年12月4日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年11月9日

沢井製薬株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原 田 大 輔 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 本 学 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている沢井製薬株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成27年7月1日から平成27年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、沢井製薬株式会社及び連結子会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。